

公益財団法人広島県スポーツ協会 評議員及び役員選任規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人広島県スポーツ協会（以下「本会」という。）の評議員及び役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、法令又は本会定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 推 薦 方 法

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟競技団体を母体とし評議員会が推薦する者 10名以内
- (2) 各加盟地域体育団体を母体とし評議員会が推薦する者 3名以内
- (3) 各加盟学校体育団体を母体とし評議員会が推薦する者 2名以内
- (4) 理事会が推薦する学識経験者 5名以内
- (5) 前1号及び2号に掲げる者を選出する団体について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(理事候補者の推薦)

第3条 理事候補者については、次の各号に定める人数の範囲内で、評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟団体を母体とし理事会が推薦する者 7名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 7名以内

(監事候補者の推薦)

第4条 監事候補者については、本会定款に定める2名又は3名の範囲内で、理事会が評議員会に推薦するものとする。

第3章 雑 則

(本規則の変更)

第5条 この規則は、理事会の決議によって、変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、公益財団法人広島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。